

# キャッシュレス取引|裁判例の動向 (第3期。令和2年4月～令和3年3月)

山本 豊

京都大学名誉教授

令和2年4月～令和3年3月に現れたキャッシュレス取引裁判例の中から興味を惹いたものを概観する。対象の期間は、日本を含む全世界が新型コロナウイルス感染症に覆われた時期である。本稿において最初の緊急事態宣言が発出された令和2年4月・5月に下された裁判例が登場しないことは、その影響を物語るものである。なお、本稿（および、続く個別判例研究）においては、前期の補遺として、令和2年3月に言い渡された裁判例5件も取り上げる（本稿では、従前の期で取り上げた裁判例や従前の期の個別判例研究（第1期は本誌9号、第2期は本誌10号に各掲載）に言及する場合、簡略に「第〇期〇判決」、「第〇期個別判例研究□〔著者名〕」のように示す）。

## I. はじめに

キャッシュレス取引に関する今期の裁判例の全体的傾向は、前期（第2期）のそれと大きく異なるところはない。

すなわち、まず、キャッシュレス取引の種類別では、相変わらず個別クレジットに関する裁判例が多く、クレジットカードに関するものがそれに続き、それ以外では、デビットカード、ギフト券（前払式支払手段）に関す

るものが、散見されるという状況である。暗号資産の不正流出事件絡みの裁判例も、前期に引き続き、複数出ている。

前期と同様、今期においても、最高裁判決は出ておらず、下級審の裁判例が着実に積み重ねられた期であるということが出来る。新たな傾向を示す「目立った」裁判例は出ていないが、従来の裁判例の趨勢に副う判断を示す裁判例の動向をきちんとフォローしておくことは、裁判実務における「サイレント・マジョリティ」を正確に確認するという意味において、目立たないが有意義な作業であると考えられる。

今期における現象面での特色としては、いわゆるトライクのレンタルオーナー商法に関する紛争事例が、近時立て続けに現れていることを指摘できる。この商法の典型的な態様は、トライク（3輪バイク）のレンタル業者が、トライクを個別クレジットで購入して、これを当該業者に賃貸すれば、クレジット代金を上回る額の賃料支払う旨申し向けて、顧客を募り、それに応じた者に販売会社（クレジット会社の加盟店）からトライクを購入させ、その後、トライク購入者に対して、クレジット会社への立替金債務が残っているが、トライクの買取りをすると申し出て、自己（レンタル業者）への所有権移転登録を行い、さ

らに前記の勧誘に応じた別の者に対し、先行して契約を締結したクレジット会社とは別のクレジット会社からの信用供与を受けさせて同一のトライクを販売するという行為を繰り返すというものである。前期は、こうしたケースで、クレジット会社から購入者に対して請求がされ、割賦販売法（以下、「割販法」という）の支払停止抗弁規定の適用除外要件としての「契約の営業性」の有無が争点となった事案（第2期⑩判決）を紹介したが、今期は、契約の営業性の有無だけでなく、支払停止抗弁の成否、同抗弁の主張の信義則違反性、加盟店契約上の義務違反の有無といった様々な法的論点を扱う裁判例が、多数現れている（⑦⑧⑩⑪⑫⑬判決）。トライクレンタルオーナー商法が、多くの名だたるクレジット会社を巻き込んで、個別クレジットに関する数多くの裁判例の供給源となっている様が見て取れる。

また、信用情報の保有・登録に対して、その削除等を請求する訴訟事案が従来から散発的に見られるところ、今期は、そうした事案を扱う裁判例が、複数登場している（⑫⑬判決）ことにも注意を向けておきたい。

## Ⅱ. クレジットカード

### 1 不正利用

クレジットカード取引に関しては、まず、不正利用（無権限利用）に関する①東京地判令2・3・17（2020WLJPCA03178023）を取り上げる。クレジットカードの不正利用と一口にいても、様々な事案類型が存在するところ、現在、件数・金額ともに多くを占めているのは、カード番号等のカード情報が加盟

店等から漏洩し、そのカード情報が電子取引等の非対面取引で不正利用される類型である。もっとも、カード情報漏洩ケースにおいては、数多くの不正利用が近接した時期に行われることが多く、こうした同時多発的な不正利用ケースでは、カード会社が、カード会員への請求を差し控える等の対応で問題が解決されているものと推測され、それゆえ訴訟問題になることは少ない。訴訟問題となるのは、それ以外の伝統的な不正利用類型であることが多く、本件で問題となったのも、カードの紛失事例、すなわち、クレジットカード発行会社Xが、カード利用代金の支払いを請求したのに対し、カード会員Yが、自分はカードを紛失し、他人に無権限利用されたから、支払義務を負わないと争ったというものである。

本判決は、（ア）カードを誰が利用したかは証拠上不明であり、（イ）会員規約により、カードの盗難、紛失等により、カードが他人に利用された場合であっても、原則として、会員が利用代金について支払義務を負い、（ウ）Yが、会員規約の免除規定にいう「すみやかに」カードの盗難、紛失等をXに連絡の上、最寄りの警察に届け出たとは認め難く、（エ）Yは、カード上に限度額等を示す数字を記載したシールを貼付していて、より慎重なカード管理が求められるべきところ、平成27年11月28日夕方から夜にかけて、カードを紛失し、同月30日夜まで、そのことに気が付かず、Xへの連絡及び警察への届出が同年12月1日午前中まで遅れたから、カード管理につき善管注意義務に違反しており、免除規定の適用除外事由に該当すると判示した。こうした判旨の論理過程は、明快なもの

とはいえない。なぜなら、(イ)のようになら、免除規定適用の要件として、Yが無権限利用の証明責任を負うとする(東京地判平27・8・10判タ1422号287頁など)ことも考えられるが、(ア)の説示においては、その点が曖昧であり、また、(ウ)で免除規定の要件が満たされないというなら、(エ)の説示は不要ではないかとの疑問が生ずるが、そのことに関する説明もされていないからである。ともあれ、カードの紛失による不正利用という伝統的紛争類型(本件は、暗証番号取引ではないようである)に関し、カード会社を勝訴させた一事例として紹介しておく(→個別判例研究①)。

## 2 なりすまし

次に、カード会員(名義人)になりすましてクレジットカード会員契約を締結し、入手したカードを利用する「なりすまし」事案を扱う判決が、複数現れている。

第1期では、長男が母親になりすました事例で、カード会社の母親への請求を棄却し、長男へのカード残代金請求を民法117条の類推により認容した事例を紹介した(第1期④判決、第1期個別判例研究②[片岡])が、今期の②東京地判令2・6・2(2020WLJPCA06028002)は、なりすまされた者の不法行為責任を認めた判決である。具体的には、Yが、SNSを通じた知人であるAの誘いに応じて署名押印した委任状、写真及びパスポートをA宛てに送付したところ、氏名不詳の第三者が、Yから提供された前記各書類等を利用して、養子縁組届及びYの住民票上の住所異動を不正に行い、これにより実体の伴わない人物を作り出し、同人名義で、クレジットカード発行会社Xとクレジットカード契約を締結

し、カードを利用して、Xに立替払をさせたという事案において、XY間のカード会員契約の締結を否定しつつ、Yの行為は「少なくとも、氏名不詳の第三者の不法行為を補助したもの」といえるとして、XからYに対する不法行為に基づく損害賠償請求を認容した。

2つ目の判決として、③東京地判令2・6・29(2020WLJPCA06298006)は、妻(当時)が、夫Yに無断で、クレジットカード発行会社XとYを会員とするクレジットカード会員契約を締結した上で、家族会員の立場でクレジットカードを利用した取引をした場合において、Yが、Xの担当者から説明を受けるなどして、利用代金の残高が190万円を超えること、Xとの関係では利用代金がYの債務とされていることを認識した上で、Xに対し、Yは本件契約を締結しておらず利用代金の支払義務を負わない旨を申し出ることなく、延滞中とされていた利用代金の支払をしたことに基づいて、契約を追認する旨の意思表示をしたと認め、XのYに対するカード利用代金請求を認容した。

③判決とは反対に、④東京地判令2・10・2(2020WLJPCA10028005)は、なりすまされた者のカード利用代金支払義務を否定した。この事案では、クレジットカード発行会社Xが、Yとの間で締結したクレジットカード会員契約に基づき、Yに対し、立替金残金・貸付金残金等の支払を求めたのに対し、Yが、本件契約の申込み並びにカードの受領及びその利用をしたことは一切なく、いずれも、実母のAが不正にY名義で行った可能性があるとして争った。本判決は、結論として、本件契約の締結が、Y自身の意思に基づいて行われたとは認められないとし、Xの請求を棄

却した。すなわち、本件契約の申込みについては、申込みの際に申告されたメールアドレスが、Aの名をローマ字表記した文字列を含むものであったこと、A名義の預金口座が、返済金の引落先口座に指定されていたこと、本件カードを利用して行われた商品の購入については、Aの住所に近い店舗における利用が、その大半を占めており、その中には、Y自身による利用ではないと考えられるものが含まれていたことから、少なくとも、本件申込みが、Aの関与の下、専らAが本件カードを利用することを前提に行われたと疑われると判示した。また、カードの受領者については、本件カードが、名宛人をYとする特定事項伝達型の本人限定受取郵便を用いて、以前にYがAと同居していた時期の住所（以下、「Y名義住所」という）に郵送され、Y名義の健康保険証の提示により本人確認が行われた上で配達されたことから、名義人本人が当該郵便物を受領したと認められるのではないかが問題となる。本判決は、一般的にはそういえるとしても、本件事案では、勤務先を午後7時23分頃に退勤したYが、受領時刻（午後7時59分）に間に合うようにY名義住所に赴くことは、一般的には相当に困難であること、Aは、Yに対し、Yのためにかかった学費は社会人になったら返す約束があるとして、1000万円を一括で支払うよう要求するとともに、Yとは親子の関係が一切ないなどと述べており、Aが、Yに対して激しい憎悪の念を抱いていることが窺われ、Yが、このようなAの便宜のため、Y名義で本件契約を締結した上、自らY名義住所に赴いて本件カードを受領した、あるいは、Aに自らの名義で本件申込みをさせた上、自らの健康保険

証をAに預け、事実上自らに代わって本件カードを受領することを許容していたと認めることは、困難であること、Aは、Yが同居していた際には、Yの健康保険証を見たり、写しを取ることは容易にできたと考えられること、本人限定受取郵便を受領する際の本人確認書類について、その原本ではなく写しの提示があった場合の取扱いについては明確な定めがなく、本件カードが配達された際に、Y名義の健康保険証の原本ではなく写しが提示された可能性を排除することはできないこと、健康保険証は、名義人の顔写真が添付されておらず、所持者の顔貌から本人確認を行うことができないことに照らせば、Aが、Yの意思に基づくことなく、前記写しを提示の上、本件カードを受領した可能性を否定することはできないと判示した。詳細かつ周到な事実の認定・評価がされており、実務上参照される価値のある判決といえよう。なお、2020年4月1日からは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」改正により、健康保険証など顔写真が貼り付けられていないものは、特定事項伝達型の本人限定受取郵便を受け取る際の本人確認書類として利用できなくなったことを付言する。

### 3 決済代行契約

⑤ 東京地判令2・6・9（2020WLJPCA06028002）は、ネットショップ開設サービスを提供するXとXの提供するサービスを利用して、インターネット上で通信販売事業を営むYとの間の紛争に関する判決である。事案の内容は、顧客がYからクレジットカード決済により商品を購入した取引につき、クレジットカードの利用の内容が事実と異なる等の理由で決済不能になったとして、XY間の契

約に使用された利用規約中の条項（「Yと顧客との間の販売契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失った場合（決済事業者等（カード会社）が定めるチャージバック事由に該当する場合を含む。）、それと同時にYX間の商品代金債権譲渡契約も遡及的に効力を失うものとし、Yは、速やかに当該販売契約に関連してXがYに対して支払った金額を返還しなければならない」）に基づいて、XがYに対し、支払済の債権譲渡代金の返還を求めたというものである。本判決は、問題の条項にいう「チャージバック事由に該当する場合」とは、当該販売契約に係る代金決済について「カード会社がチャージバックの成立を認めた場合」と同義と解すべきであり、Yは、チャージバックが成立しているにもかかわらず、Xとの関係でチャージバック事由の不存在を主張して、同条項に基づく返金義務を免れることはできないと判示し、Xの請求を認容した（→個別判例研究②）。

### Ⅲ. 個別クレジット

#### 1 契約の営業性

割販法35条の3の60第2項1号の定める同法第3章の規定の適用除外規定にいう「営業のため又は営業として」要件（「営業性」要件。この問題を包括的に検討するものとして、第2期個別判例研究④〔尾島〕を参照）については、3件の裁判例が出ている。

⑥東京地判令2・6・11（2020WLJPCA06118024）は、特例有限会社のYが、自動車メーカー系のファイナンス会社Aと立替払契約を、また、Aに対する立替払債務についてクレジット会社Xと保証委託契約を結んで、

自動車販売会社Bから自動車を購入した事案を扱うものである。Yが立替払契約に係る賦払金の支払を怠ったため、Aに対する保証債務を履行したXが、Yに対し、求償金の支払いを求めるとともに、立替払債務について期限利益喪失事由が生じたときには、Xが自動車を引き取り、客観的に相当な価格をもって保証契約上の債務及び自動車の引取り、保管、査定、換価に要する費用の弁済に当てることができる旨の（保証契約上の）条項に基づき、前記自動車の引渡しを求めた。これに対し、Yは、本件自動車には瑕疵があると主張して、支払停止の抗弁を主張したが、本判決は、会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為が商行為とされていることからすれば、会社は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者として商法上の商人に該当することになるから、会社の行為はその営業のためにするものと推定されることとなり、本件売買契約の申込みが、Yの事業と無関係であることは、Yが主張立証すべきところ、本件では、その立証が奏功していないとして、割販法35条の3の60第2項1号により、同条の3の19第1項の適用は除外されると判示した。

⑦東京地判令2・10・22（2020WLJPCA10228009）は、クレジット会社Xが、Xの加盟店のA会社からトライクを購入し購入代金の借入れにつきXとの間で保証委託契約を締結したYに対し、保証委託契約に基づき、代位弁済額等の支払を求めたのに対し、Yが、トライクを購入したのは、トライクが観光地で人気があるので、これを購入してBの経営するC社に賃貸すれば、Cが観光ホテル等に転貸し、転貸料からYに対して月々のクレジット

ト代金相当額を上回る賃料を支払うので確実に利益が得られる旨申し向けられたためであるなどと主張し、割販法35条の3の19第1項に基づく支払停止の抗弁を主張した事案に関する。契約の営業性の争点に関して、Yは、本件売買契約が、割販法35条の3の60第2項1号括弧書きにいう「業務提供誘引販売個人契約に係るもの」に該当し、適用除外ルールの例外となる旨を主張したが、本判決は、Yが購入したバイクの転貸収益から賃料を得るという事業の内容に照らすと、Yが何らかの業務に従事することによって利益を得るといふ関係にはなく、業務提供誘引販売（特定商取引に関する法律51条1項）には該当しない旨、判示して、Yの主張を退け、契約の営業性、ひいては、割販法35条の3の19第1項の適用除外を認めた。また、本判決は、念のための判断として、Yは、BないしC社のXに対する詐欺行為に、事情を認識しながら報酬を得る目的で積極的に加担したものであるから、YがXに対して支払停止の抗弁を主張することは、信義則に違反するものとして許されないとも述べている。

⑧東京地判令3・1・14（2021WLJPCA 01148003）は、クレジット会社Xが、主位的に、販売会社からバイクを購入し、その購入に当たりXとの間でクレジット契約を締結したYらに対し、立替金の残金等の支払を求め、予備的に、Yらが、販売会社の関係者であるAと共謀の上でクレジット契約名下に立替金を詐取したなどと主張して、不法行為に基づき立替金の残金相当額の損害賠償を求めたのに対して、Yらが、売買契約の詐欺取消しや債務不履行解除による支払停止の抗弁及び不実告知を理由とするクレジット契約の取

消し等を主張して、争った事案に関する判決である。本判決は、Yらが売買契約を締結した目的が、バイクを賃貸に供して賃料を取得することにあるから、本件売買契約はYらの営業のために締結されたものであり、割販法35条の3の60第2項1号により支払停止抗弁規定等は適用が除外される等と判示（なお、念のための判断として、仮に営業性がなく、支払停止の抗弁の規定が適用されとしても、Yらの抗弁の主張は信義則に反するとも説示）して、Xの主位的請求を認容した。

以上の⑥⑦⑧判決の「契約の営業性」に関する判断は、従来の裁判例の趨勢に副うものというる（第1期⑨判決、第2期⑦⑧⑨⑩判決参照）。

## 2 支払停止抗弁の成否および同抗弁の主張の信義則違反性

支払停止抗弁の主張の信義則違反性に関しては、既に挙げた⑦⑧判決が、それを肯定する「念のための判断」を示したところを見たところであるが、この項では、それらを除く3件の裁判例を紹介する。

⑨東京地判令2・3・19（2020WLJPCA 03198015）は、クレジット会社Xが、自動車購入代金についてのYとの間の立替払契約に基づき、Yに対し未払の立替金等の支払を求めたのに対し、Yが本件自動車の引渡しを受けていないことを理由に立替金の支払を拒否する旨主張した事案についての判決である。本件事案では、YがAから問題の自動車を買うことを決め、Aと共にXの加盟店（販売会社）の店舗を訪れ、Xとの間の立替払契約を結んだという経緯があり、Xは、販売会社とYとの売買契約及びXY間の立替払契約は実質的にAY間の売買につき個別クレジットを

利用する方便として採用されたもので、販売会社とYとの売買契約は仮装されたもので、Yによる支払停止の抗弁の主張は信義則に反すると主張した(なお、本判決は、この場面をYによる同時履行の抗弁権の主張の場面と把握し、「抗弁権の接続」という用語を用いているが、売買契約において代金は頭金と立替払金の2回払いとされており、既に支払済みであり、同時履行の抗弁権が主張できるわけではないことからすると、このような把握の仕方及び「抗弁権接続」という慣用表現には、正確性の点で疑問がなくはない)。しかし、本判決は、AからYへの自動車売買にクレジットを利用できるようにXの加盟店が協力したというのが実態であるとしても、Yが自動車を取得し、代金につき立替払契約に基づいてXに対して分割で支払うという意思を有していたことが認められ、実際に、7か月にわたり立替金の支払を継続しており、他方、Yが自動車の引渡しを受けていないのであるから、Xに対して支払停止の抗弁を主張することが信義則違反により許されないと解することはできないと判示して、Xの請求を棄却した(→個別判例研究③)。

トライクレンタルオーナー商法絡みの判決として、⑩東京地判令3・1・19(2021WLJPCA01198014)、⑪東京地判令3・3・26(2021WLJPCA03268043)が、出ている。⑩判決は、購入者YがAの第三者詐欺によって売買契約に係る意思表示をし、当該事実に関し販売会社Bが悪意であったと認めたものの、Yの意思表示取消しによる売買契約の無効(平成29年法律第44号による改正前の民法96条2項参照)をもって、クレジット会社Xへの支払を停止できるかについては、次の

ように述べて、これを消極に解した。すなわち、Yは、売買契約及びクレジット契約を締結するに際し、トライクをレンタルすることを前提としており、契約後には、Aからの求めに応じ、トライクの管理をAに委ねており、このようなYの行為は、クレジット契約中の所有権留保条項に反するものである。そうすると、AがYに対し行った詐欺は、クレジット契約を所有権留保条項に反するような非正常な形で利用することを前提とし、これにより利益が得られるものと欺罔するものであり、欺罔の対象は、そのような利益が得られるかであって、いわゆるレンタルオーナー取引が所有権留保条項に反するのではない。すなわち、Yがクレジット契約を非正常な形で利用することさえしなければ、そもそも成り立たない詐欺であったといえる。割販法は基本的にクレジット契約の正常利用を前提として購入者等の保護を図っているものであって、本件のような場合にまで同法による保護を及ぼし、支払停止の抗弁を主張し得ると解することは、クレジット契約の非正常な形での利用を助長しかねず、同法の趣旨を逸脱する結果となり相当でない。したがって、本件においては、割販法35条の3の19第1項の適用はない(同項の規定する、業者に対抗し得る「事由」に当たらない)と解するのが相当であるというのである。これは、詐欺は詐欺でも、クレジット契約を不正常な形で利用することにより利益が得られると欺罔する態様の詐欺については、それを理由とする支払停止の主張は、信義則による再抗弁を待たずして、端的に排斥されるべき旨を述べるものであり、注目される(もっとも、本判決も、「念のための説示」として、仮に「事由」に該当

するとしても、支払停止抗弁の主張は、信義則に反するとも述べている（→個別判例研究④）。

⑩判決も、⑩判決と同様の傾向を示す判決である。⑩判決とは異なり、⑪判決は、本件意思表示の詐欺取消しを割販法35条の3の19第1項の「事由」に該当しないとまでは、述べていない。しかし、支払停止の抗弁の主張が信義則に反するかという争点に関し、⑩判決が前記の「事由」該当性を否定したのと実質的に同様の理由によって、信義則違反を肯定しているものである。すなわち、本判決は、購入者Yは、レンタル業者Aとの関係でみれば詐欺的取引の被害者ではあるが、クレジット会社Xとの関係でみれば、トライクが自身に引き渡されないことを知りつつ、トライクをAに賃貸し、クレジット契約上の分割払金及び協力支援金名下の金銭を受け取る前提で同契約を締結し、契約審査過程において、Xに対し、自己使用目的である旨を告げ、納品先は販売店の店頭であると伝えるなど、Xの与信判断を誤らせる行為を行っていたとした上で、割販法は、購入者等が受けることのある損害の防止とともに、割賦販売等に係る取引の公正も目的としており、自ら不公正な方法に関与し、Xの与信判断を誤らせる行動をとったYにつき、Xの負担のもとで保護を図ることは信義則上許容できないと判示した。なお、Yは、いわゆるモニター商法に関する大阪高判平16・4・16（2004WLJPCA04166002）を引用しつつ、支払停止の抗弁が信義則上制限されるのは、単に購入者に、何らかの不注意や過失があるだけでは足りず、販売店がクレジット制度の悪用により不正な利益を得ようとしていることを認識し、その

実行に積極的に加担しているなどの背信的事情が認められる場合に限られ、本件ではそうした事情は認められないとも主張したが、本判決は、当該裁判例は、与信に当たっての購入者の行動内容及びクレジット会社の加盟店調査義務に係る事情を異にしており、同裁判例が指摘する判断枠組みを採用することはできないとしたことも付記しておく。

### 3 加盟店契約上の義務の違反に基づく請求

トライクレンタルオーナー商法に関連して、クレジット会社が、加盟店の責任を追求した事案に関する判決が、2件出ている。⑫東京地判令2・3・17（2020WLJPCA03178026）及び⑬東京地判令2・9・29（2020WLJPCA09298012）がそれであり、⑫判決は、加盟店Yは、顧客との間で、トライクレンタルオーナー商法として前述してきたような取引を繰り返すことによって、クレジット会社Xが所有権を留保している車両の所在を把握すること等を困難にし、これに、実際には顧客から頭金の支払を受けていないのに、頭金の支払を受けたことを前提とした内容で、顧客とXとの間で立替払契約を結ぶように仕向けていたこと等を考え併せると、Xの留保所有権を侵害したといわざるを得ず、加盟店契約の約定に基づき各顧客のXに対する立替払契約上の債務を重疊的に引き受けることになったとして、Yに対し、顧客の立替払契約上の残債務額等を支払うよう命じたものである（→個別判例研究⑤）。

また、⑬判決は、販売会社Yが、顧客に販売した車両にクレジット会社Xが有する留保所有権を侵害し、また、Yと顧客との間で生じた紛議を解決しなかったことにより、XY間の加盟店契約に違反し、加盟店契約の定め



に基づき、顧客の立替払契約上の残債務を重畳的に引き受けることとなったとして、Yに対して、留保所有権の侵害に係る請求に関して1億2690万円余の支払等、紛議解決の懈怠に係る請求に関して3419万円余の支払等を命じた（Yの代表者に対する請求関係は割愛する）。

この2判決に共通しているのは、加盟店契約上の債務引受条項に基づく請求を扱っている点である。同じく加盟的契約上の義務の違反に基づく立替払金返還義務を定める条項でも、法的構成を特定せずに単に立替払金の返還義務を定める例（第2期⑭⑮⑯⑰判決の事案参照）や、損害賠償請求と構成し、その額を立替払金とする例（第2期⑱判決の事案参照）もあるようであり、第2期⑮⑯判決では、返還請求が否定されている（損害賠償請求は認容。立替払手数料が含まれるか否かで違いが生ずる）。これらの裁判例を対比して整理・検討しておく必要があるであろう。

次に、加盟店契約の成立を否定し、クレジット会社の加盟店契約に基づく請求を棄却した事例として、⑭東京地判令2・10・8（2020 WLJPCA10088007）がある。同判決では、2つの事件が併合審理された。第1事件は、クレジット会社Xが、A会社を加盟店、Y1会社をAの連帯保証人として、Aから商品を購入したとされる顧客からのクレジット契約の申込みに応じ立替払金を支払っていたところ、実際には、それらの売買取引は、Aが加盟店ではない別会社に名義を貸与して行われていたものにすぎず、取引内容にも問題があったため、顧客から次々と支払停止の抗弁等が主張されたとして、Aの加盟店契約違反を理由に、Y1に対し、連帯保証契約に基づき、加

盟店契約所定の違約金相当額である未回収の立替払金残金、経過手数料及び顧客から支払われた既払の割賦代金の合計金額の一部である2億1650万円余の支払等を請求したのに対し、Y1が、加盟店契約はAの取締役であったBが契約書を偽造して締結されたものであるから、同契約の成立は認められないなどと主張して、Xの請求を争ったというものである。また、第2事件は、Xが、（ア）Aの代表取締役であったY3に対し、Y1と共に加盟店契約に基づくAの債務を連帯保証したとして、前記と同額の金員の支払を求め、（イ）仮に、加盟店契約書が偽造されたものであった場合には、Y3及びY2（Aの事実上の取締役）は、A社の業務について適正に把握し、Bを監視監督する義務に違反したものであり、又は、Y1の代表取締役であるY2には、Y1の登録印を無断使用されたことについての管理義務違反があると主張して、前記と同額の金員の連帯支払を求めた事案である。本判決は、Y1の主張を容れて、加盟店契約の成立を否定し、XのY1、Y2に対する各請求を棄却し、Y3に対する請求を一部認容（過失相殺3割）した。クレジット会社の加盟店契約締結実務のあり方に反省を促す内容の判決といえよう。

## Ⅳ. デビットカード

デビットカードについては、刑事判決である⑮東京高判令2・3・18（判タ1482号111頁）が出ている。これは、居酒屋の店員Yが、飲食代金の支払のために客から預かったクレジットカードをスマートフォンで撮影して、クレジットカード番号やセキュリティーコード

等の情報を入手し、これを他に提供して対価を得た行為の罪責が問題とされた事案に関する判決である。問題のカード情報のうち、12名の名義に係るものは、クレジットカードの情報であったので、平成28年改正前の割賦法49条の2第3項前段及び1項違反により、有罪である旨、すんなりと判断された。ところが、1名の名義に係る情報が、デビットカードの情報であることが、控訴審の段階で判明したために、この行為（デビットカードの情報を提供した行為）も罪に問えるかが、問題となった。本判決は、与信を伴わず即時的な支払決済に用いられるデビットカードの会員番号等の情報を有償で提供する行為は、割賦法49条の2にいう「クレジットカード番号等」の提供には当たらず、また、犯罪による収益の移転防止に関する法律28条にいう「預貯金の引出し又は振込みに必要な情報」の提供にも当たらないと述べて、犯罪の成立を否定し、12名の名義に係る「クレジットカード番号等」の提供行為についてのみ、懲役1年2月に処するものとした。デビットカードの情報を提供する行為が刑事罰の対象にならないことは、本判決も指摘するように法の不備であるといえ、立法的対応の必要性が存在することを示す事例であるといえよう。

## V. ギフト券

前払式支払手段（資金決済に関する法律3条1項1号）に該当するAmazonギフト券に関して、3件の裁判例が現れている。事案内容や問題となった法的争点等における個別的相違はあるものの、3件とも、オンラインショッピングサイト（アマゾン）のアカウント

を利用していた利用者が、利用規約等の定めに基づきアカウント停止等の措置をとられたことに対して、民事的な法的救済を求めて訴訟提起したが、いずれも請求を棄却されたという点において共通している。

個別に見ていくと、まず、⑯東京地判令2・11・5（2020WLJPCA11058002）の事案は、Xが、Y（アマゾンジャパン合同会社）との間で、アマゾンサービス利用契約を締結し、利用規約に基づき、2つのアカウントを取得して利用していたところ、Yから、アカウントの閉鎖措置をとられたとして、（ア）Xが前記アカウントを利用できるアマゾンサービス利用契約上の地位を有することの確認を求めるとともに、（イ）Yに対し、不法行為に基づく損害賠償金（アカウント内に有していたAmazonギフト券の未使用残高相当額）等の支払を求めたというものである。本判決は、Xは正規販売店以外からギフト券を購入したもので、これは、Amazonギフト券細則（以下、「細則」という）の禁止規定に違反する行為であること、アマゾン（米国のアマゾン本部及びY）が、本件アカウントに不正に取得されたギフト券が多数登録されていることを把握したことなどを認定した上で、Yが、利用規約及び細則に基づき閉鎖措置をとったのは、アマゾンがショッピングサイトを運営するに当たっての裁量の範囲内の行為というべきであり、閉鎖措置は、不法行為を構成するものではないと述べ、Xの請求を退けた（→個別判例研究⑥）。

次の⑰東京地判令3・1・21（2021WLJPCA01218021）も、Amazonギフト券を自身のアカウントに登録していたXが、各ギフト券について、細則違反を理由として無効とされた

という事案であるが、この事案では、Xは、当該無効化措置がXの財産権の侵害であり許されないなどと主張して、Y（アマゾンジャパン合同会社）に対し、各ギフト券に係る権利を有することの確認を求めた。裁判所は、Xが本件各ギフト券をA会社の運営するウェブサイトを通じて氏名不詳者から対価を支払って購入したこと、アマゾンが、本件各ギフト券が細則に定める有償譲渡取引禁止規定に違反して取得されたことを理由として無効化したことを認定した上で、本件各ギフト券がアカウントに登録されたことをもって、本件各ギフト券に係る実体上の権利がXに確定的に帰属したものと認めることはできず、また、Xが、アマゾンの承認する販売者等から本件各ギフト券を購入したか、その購入者から当該権利を有効に承継取得したと認めることもできないと述べて、Xの請求を棄却した。

3件目の⑱東京地判令3・3・30（2021 WLJPCA03308019）は、アカウントを停止されたXが、Y（アマゾンジャパン合同会社）に対し、主位的に、（ア）停止状態の解除、（イ）精神的苦痛に対する慰謝料30万円等の支払を求め、予備的に、損害金（Amazonギフト券相当額、Amazonポイント相当額、利用できていないAmazonプライムの利用料金、閲覧できない電子書籍の代金相当額、精神的苦痛に対する慰謝料）等の支払を求めた事案に関する。本件では、Xが、知人であるAとの間で、XAともに時計商でもなければ、これまで時計の販売実績があるわけでもないのに、多数（計8個）の時計を相場の10倍程度の価格で売買する取引を繰り返したという事実があったところ、裁判所は、Yにおいて、Xが、一旦ギフト券等を使用して支払った金

員を自己の下に還流して現金化することを目的としてこうした時計の取引を行い、本件アカウントを違法な活動に使用している可能性があると判断し、Amazonサービスビジネスソリューション契約（出品用アカウントの開設のための契約）及び利用規約に基づき、その裁量の下で予告なく本件停止措置を行うことについては相当の理由がある等と判示して、Xの請求をすべて棄却した。

以上の3件の裁判例においては、いずれも、本件ショッピングサイトを運営している米国法人Amazon.com Services LLCの関連会社であり、同サイトについての日本での問合せ先となっているアマゾンジャパン合同会社が被告とされている。他方、第1期で取り上げた東京地判平30・3・9（判タ1466号198頁。第1期⑰判決、第1期個別判例研究Ⅱ〔前田〕）で被告（不当利得返還請求の相手方）とされたのは、Amazonギフト券の発行会社であるAmazon Gift Cards Japan株式会社である。こうした裁判例からは、アカウント停止等の措置に対して民事的救済を求める請求において、その相手方が一定していないとの印象も受けるところである。いずれの判決においても被告とされた当事者がそのことを特段争っていないことから生ずる現象と見ることもできるが、理論的な整理の必要性も感じさせられる。こうした中、Amazonギフト券の購入代金の支払いが、インターネットバンキングの仕組みを不正利用して行われたケースを扱った京都地判令3・1・19（金法2173号75頁）では、預金者からの不当利得返還請求の相手方が、アマゾンジャパン合同会社になるのか、Amazon Gift Cards Japan株式会社になるのかが、正面から争われた。同判決につい

ては、本研究会における裁判例選定の締日の関係で、来期において取り上げる予定である。

## VI. 暗号資産

前期に引き続き、暗号資産に関する裁判例をいくつか取り上げる。

①東京地判令2・10・30(金判1609号26頁)及び②東京地判令2・12・21(金判1612号42頁)は、いずれも、外部からの不正なアクセスにより暗号資産交換業者Yが保有していた暗号資産NEMが外部に流出したために、Yが、サービスの利用の停止措置をとったことについて、Yの顧客Xが、暗号資産管理サービス契約上の債務不履行に当たると主張して、利用停止期間中の暗号資産の価値下落による損害の賠償等を求めた事案に関するものである。①判決は、「ハッキングその他の方法により被告の資産が盗難された場合、登録ユーザーに事前に通知することなく、サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができる」という利用規約の定めにより、前記の停止措置は債務不履行には当たらないことになる旨判示し、また、本件流出事件発生当時、暗号資産交換業者において顧客のNEMを保管することができるような機能と安全性を備えたコールドウォレットが存在したとはいえないとも説示し、Xを敗訴させた。②判決も、概ね同様の内容である。

③東京地判令2・7・31(金判1605号40頁)は、暗号資産交換業者Yの顧客Xが、自己のビットコインアドレスからYのビットコイン受領用アドレスに、ビットコインに付加して(広義の)暗号資産テザーを送付した後に、

Yに対して、このテザーの返還又はテザー相当額の損害賠償を請求したという事案に関する。請求の原因として主張されたのは、主目的に、準寄託契約に基づく寄託物返還請求権、予備的に、事務管理に基づく受取物返還請求権、不当利得返還請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権であったが、本判決は、テザーはXY間の契約の業務対象通貨に含まれていないとした上で、準寄託契約の成立を否定し、Yは、テザー情報を受信してもテザーの送金として受領するシステムを有しておらず、本件送信後もシステム改修を行わない限り本件テザーを入出金することができないから、Yが本件テザーを保管しているとはいえないとして、事務管理に基づく返還請求を否定し、不当利得返還請求は、Yに利得がないという理由で、また、不法行為による損害賠償請求は、注意義務(システム構築義務)違反がないという理由で、それぞれ退け、結局、Xの請求をすべて棄却した(→個別判例研究<sup>[7]</sup>)。

## VII. 信用情報

信用情報に関しては、まず、④東京地判令2・3・24(2020WLJPCA03248036)を取り上げる。これは、Y(F県信用保証協会)が、会社代表者Xの信用情報として、Yの求償権につきXが連帯保証人になっていたA会社等の借入れに係る借入日、借入額及び借入残高(代位弁済後の求償権の残高を含む)等の情報を電磁的記録として保有し、他の信用保証協会がその情報を入手できるようにしておいたところ、Xが、Yのこのような行為が、Xの人格権(プライバシー権)を侵害すると主

張して、Yに対して、電磁的記録からXの信用情報を抹消することを請求した事案に関するものである。本判決は、問題となっている情報の秘匿性の程度、情報の保有・利用の必要性・公益性の程度、情報の保有・利用によってXが受ける不利益の程度を衡量して、Yの行為がXのプライバシー権を侵害するものとはいえないと判示し、Xの請求を棄却した（→個別判例研究⑧）。

次に、携帯電話会社Yとの間で、携帯電話の利用契約並びに販売会社Aからの携帯電話の購入費用についての個別信用購入あっせん契約等を締結していたXが、Yの作成した通信可能エリアの地図で鹿児島県にあるXの実家が通信可能エリア内であることを確認した上で、本件各契約を締結したのに、実際にはXの実家では通信できなかったなどとして、Yに対して支払停止の抗弁を主張し、消費生活センターを通じて交渉していたにもかかわらず、Yが信用情報機関に延滞の信用情報を登録したことにより、社会的信用が失墜し、経済的な不利益を被ったとして、民法709条に基づき損害賠償を求めるとともに、人格権に基づき、「指定信用情報機関等に記載（ママ）した延滞情報の削除」を求めた事案に関する②③東京地判令2・10・29（2020WLJPCA10298010）が、現れている。本判決は、移動通信体サービスは、その特性上、通信可能エリアとして表示されていたとしても、現実には通信できないことがあるのは一般常識であるから、Xの実家での通信ができなかったことをもって、携帯電話機の瑕疵とはいえず、支払停止の抗弁は認められないと判示した上で、Yが指定信用情報機関に個別信用購入あっせん契約に基づく債務の延滞情報を提

供したことは、XY間の契約中の「個別信用購入あっせんの個人情報同意条項」に則ったもので、不当な行為とはいえない旨を述べて、Xの請求をすべて棄却した（→個別判例研究⑨）。